

インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正
<p>(最低利用期間) 第9条</p> <p>4 同軸（HFC）サービスのプレミアムプランについては、最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。（マンション接続サービスを除く）</p> <p>5 最低利用期間内に契約（第4項に定める同軸（HFC）サービスのプレミアムプランに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>6 第5項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり762円を乗じた額とします。</p> <p>7 同軸（HFC）サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年半とします。</p> <p>8 最低利用期間内に契約（第7項に定めるマンション接続サービスに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>9 第8項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,310円を乗じた額とします。</p> <p>10 ひまわり光バックAトリプル、ひまわり光バックAダブル、ひまわり光バックBトリプル、ひまわり光バックBダブル、ひまわり光バックCトリプル及びひまわり光バックCダブル、ひまわり光バック1ギガトリプル、ひまわり光バック500メガトリプル、ひまわり光バック500メガダブル（以下「ひまわり光バック」といいます）の最低利用期間は、各ひまわり光バックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月（以下「光バック契約締結月」といいます）から起算して3年間とします（以下ではこれら契約を「3年契約」といいます）。3年契約は、3年契約終了月の当月（36カ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、光バック契約締結月から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。なお、ひまわり光バック1ギガトリプル、ひまわり光バック500メガトリプル及びひまわり光バック500メガダブルは2021年8月31日を以て新規申込受付を終了しました。</p> <p>11 最低利用期間内に、契約（第10項に定めるひまわり光バックに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>12 第11項に定める解除料は、下記表に記載した額とします。</p> <p>13 ひまわり光10ギガサービス、光バック1ギガトリプル、光バックAトリプル、光バックAダブルの10ギガ増速サービスについては、最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して2年間とします。</p> <p>14 最低利用期間内に、契約（第13項に定める光バック1ギガトリプル、光バックAトリプル、光バックAダブルの10ギガ増速サービスに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>15 第14項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,500円を乗じた額とします。</p>	<p>(最低利用期間) 第9条</p> <p>4 同軸（HFC）サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年半とします。</p> <p>5 最低利用期間内に契約（第4項に定めるマンション接続サービスに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>6 第5項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,310円を乗じた額とします。</p> <p>7 ひまわり光バックAトリプル、ひまわり光バックAダブル、ひまわり光バックBトリプル、ひまわり光バックBダブル、ひまわり光バックCトリプル及びひまわり光バックCダブル、ひまわり光バック1ギガトリプル、ひまわり光バック500メガトリプル、ひまわり光バック500メガダブル（以下「ひまわり光バック」といいます）の最低利用期間は、各ひまわり光バックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月（以下「光バック契約締結月」といいます）から起算して3年間とします（以下ではこれら契約を「3年契約」といいます）。3年契約は、3年契約終了月の当月（36カ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、光バック契約締結月から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。なお、ひまわり光バック1ギガトリプル、ひまわり光バック500メガトリプル及びひまわり光バック500メガダブルは2021年8月31日を以て新規申込受付を終了しました。</p> <p>8 最低利用期間内に、契約（第7項に定めるひまわり光バックに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>9 第8項に定める解除料は、下記表に記載した額とします。</p> <p>10 ひまわり光10ギガサービス、光バック1ギガトリプル、光バックAトリプル、光バックAダブルの10ギガ増速サービスについては、最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して2年間とします。</p> <p>11 最低利用期間内に、契約（第10項に定める光バック1ギガトリプル、光バックAトリプル、光バックAダブルの10ギガ増速サービスに限ります）の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p> <p>12 第11項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,500円を乗じた額とします。</p>
付則	付則 10 この約款は、2022年4月1日より実施いたします。